

力 長 区 規 約

附 規 程

平成19年4月10日施行

力長区規約改正の趣旨

力長区規約は昭和59年改正され、その後部分的な改正が行なわれましたが、時代の進展により実情に合わなくなっている部分が出てきました。

また平成3年には地方自治法の改正により、町内会にも法人格が認められるようになりました。

力長区も、市長の認可を受けて法人格が取得できるよう、規約を改正したいと考えております。

法人格を取得すると、区で保有する資産は、力長区名義で登記することができます。

- 1、力長区(町内会)等一般的な団体は、今まで法人格が認められていないため、土地や建物は、区名義で登記することが認められませんでした。したがって土地や建物の所有財産は個人名義や、お宮、お寺名義でしか登記ができず、登記名義人の死亡や、代替わり等で権利があいまいになっていました。
- 2、このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、町内会等市内の一定区域に住所を有する人の地縁に基づいた団体は(以下『地縁団体』という)は市長の認可を受けることによって法人格が与えられ、その共同活動のため不動産に関する権利等をその町内会名義で登記できることになりました。

江南市で現在法人格を取得している町内会はどのくらいあるか?

- 1、現在、江南市の比較的規模の大きい区、町内会、100のうち33の区、町内会が法人格を有し、近くでは木賀東区、大海道区、寄木区、平成18年には木賀町区が規約を改正して法人格を取得している。

改正点の考え方

- 1、法人格を取得するため、江南市の地縁団体規約参考例を基に、力長区現規約で引き続き必要と思われる条文を取り入れ、全体として整合性を図ったこと。
- 2、目的をより具体的にして、保有資産の維持管理を目的に入れたこと。
- 3、葬祭が葬儀場でほとんど行なわれるようになったことから、互助会を廃止して、区がその事務を引き継ぐようにしたこと。
- 4、評議員の数、組長数、区費等、その時々に変更がある部分は規則に盛り込んだこと。

現在の規約と大きく変わったのは次の通りです。

- 1、総会が代議員制(役員、総代、評議員、組長)で行なわれてきましたが、総会は区民(世帯単位)で行うことになったこと。(17条)
(市は代議員では法人格は認められない意向)
- 2、会計監査は総会時に監査人を指名して監査を行なってきましたが、これを監事が行ない、あらかじめ監事を総会で選出(2名)して、業務執行及び会計の監査に当たらせたこと。(13条2項)
- 3、資産の処分(35条)、規約の変更(40条)は総会で4分3以上の特別多数決議決したこと。

江南市力長区規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 福祉の向上と親睦融和に関する事業。
- (2) 市広報の配布、不燃物の分別収集等の市行政に対する協力
- (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (4) 防犯灯の設置等区域内の環境の整備
- (5) 子供会、老人クラブ等の育成及び助成
- (6) 社寺及び墓地の維持運営に関する事業
- (7) 保有資産の維持管理

(名称)

第2条 本区は、力長区と称する。

(区域)

第3条 本区の区域は、江南市力長町全域をする。

(事務所)

第4条 本区の事務所は、江南市力長町若宮143番地、力長公会堂に置く。

第2章 区民

(区民)

第5条 本区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、本区の活動を賛助する法人及び団体は賛助区民となることができる。

(区費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(入区)

第7条 1、第3条に定める区域に住所を有する個人で本区に入区しようとする者は、別に定める入区申込書を区長に提出しなければならない。
2、本区は、前項の入区申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退区等)

第8条 区民が第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退区したものとする。

第3章 役員、評議員、組長

(役員の種別)

第9条 1、本区に、次の役員を置く。

- | | | |
|------|--------|-----|
| (1) | 区長 | 1人 |
| (2) | 副区 | 1人 |
| (3) | 会計 | 1人 |
| (4) | 顧問 | 1人 |
| (5) | 総務部長 | 1人 |
| (6) | 広報部長 | 1人 |
| (7) | 福祉部長 | 1人 |
| (8) | 館長 | 1人 |
| (9) | 各会の総代表 | 各1人 |
| (10) | 監事 | 2人 |

2、本区に次の評議員、組長を置く。

(1) 評議員 (定数は第11条および、規則第6条による)

(2) 組長 (定数は第12条および、規則第7条による)

(役員の選任)

第10条 1、役員の選任は、次の通りで総会において決定する。

(1) 副区長(次年度区長)、会計は、評議員会で選出推薦する。

(2) 顧問は前年度区長を選出推薦する。

(3) 総務部長、広報部長、福祉部長は次年度評議員の互選とする。なお部長就任による評議員の欠員は補充しない。

(4) 館長は評議員会の推薦により区長が任命する。

(5) 各会の総代代表は規程による会の役員会で選出推薦する。

(6) 監事は評議員で選出推薦する。

(7) 第1号の推薦者が選出されないときは、1戸当たり1票の全戸による推薦役票で選出する。投票方法、管理運営は評議員会で決定する。

2、監事と監事以外の役員は、相互に兼ねることはできない。

(評議員の選任)

第11条 1、評議員は下記に定めるブロック別で、慣行又は投票で選出する。

東　　組　　　　　北　　組

西力長組　　　中　　組

西　　組　　　南　　組

2、評議員の選出は約25戸に1人とする。選出割合の上下限は10戸程度とする。限度となった組は、翌年度から増減する。投票については前条第7号を準用する。

(隣組、組長の選任)

第12条 1、区と区民の連絡を密にするため、隣組を設ける。代表者を組長とする。隣組は15戸を基準として、20戸を超えた場合は組を分割することを原則とする。

2、組長の選出は慣行によるか、選挙で選出する。

3、隣組の組数は規則第7条で定める。

(役員の職務)

第13条

(1) 区長は、本区を代表し、区務を総括する。但しその責任において、事業並びに、業務は執行権を各役員に委任することができる。

(2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、区の出納責任者で会計の業務を担当する。

(4) 顧問は、区長からの相談等に適切に助言を行なうとともに、自ら区行政全般にわたり、円滑な執行等に協力する。

(5) 総務部長は、各会議の記録を担当するとともに、他の部会に属さない業務を担当する。

(6) 広報部長は、区民に対する広報を担当する。

(7) 福祉部長は、慣行による村祭り、初詣、及び防犯、防災、並びに献血業務を担当する。

(8) 館長は、別に定める力長公会堂運営規程に基づき、力長公会堂の管理運営に当たる。

(9) 各会の総代代表は、別に定める規程による任務を負い、区との連絡調整に当たる。

(10) 役員は必要な場合、他の部会又は区民に業務遂行の応援を求めることが出来る。

2、監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本区の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(評議員、組長の職務)

第14条 1、評議員は、区民の意思を代表して、区の行政事案の審議をするとともに、総会が委任した事項を行う。また事業を分掌して推進に当たる。

2、組長の任務は、隣組と区の連絡調整に当たる。その要点は次の通りとする。

- (1) 区費の集金と会計への納入。
- (2) 広報、書類等の配布、及び区の連絡事項、事案等の伝達。
- (3) 組員の死亡、災害、転出入等の連絡及び組員の要望事項を区長又は機関への伝達。
- (4) 組の分割、統合等に関する区長への届出。

(任期)

第15条 1、役員、評議員、組長の任期は、1年とし、各会の総代は3年とする。但し再任を防げない。

2、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3、役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

第4章 総会

(総会の種別)

第16条 本区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第19条 1、通常総会は、毎年3月第2週、日曜日に開催することを原則とする。

2、臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。

- (2) 区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 1、総会は区長が招集する。

2、区長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

- 第24条 1、止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。
- 2、前項の場合における第22条及び第23条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 1、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 評議員会、役員会、合同会議

(評議員会の構成)

第26条 評議員会は、監事を除く役員と評議員を以って構成する。

(評議員会の権能)

第27条 評議員会はこの規約に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 総会から委任された事項。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (4) その他総会の議決を要しない、区業務の執行に関する事項。

(評議員会の招集等)

第28条 1、評議員会は、総会に次ぐ決議機関で区長又は評議員会が必要と認めたとき開催する。

2、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 評議員会、及び合同会議の議長は、総務部長、又は区長が指名したものがこれに当たる。

(定足数、議決)

第30条 1、評議員会は、役員(監事を除く)、評議員の2分の1以上の出席が無ければ開くことができない。

2、評議員会の議決は出席した評議員の過半数を持って決し、可不同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第31条 役員会は、区行政の執行立案等を主務とする機関で、区長が必要と認めたとき開催する。

(合同会議)

第32条 合同会議は、提起された案件の諮問会議で、区役員、評議会、各会総代、組長で構成する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 本区の資産は、次のいずれかに掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は評議員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第35条 本区の資産で第33条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第36条 本区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 1、本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始後、初めての、評議員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2、前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が評議員会において議決されていない場合には、区長は、評議員会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 1、本区の事業報告、及び決算は、総会で区長が一般事業報告を、区会計、及び規程で定めた各会の会計は、監事の監査を受け、会計中間報告を行う。
2、年度末終了後には、監事の監査を受け、速やかに決算報告書を作成して、区民に決算報告をする。

(会計年度)

第39条 本区に会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 この規約は、総会においての4分の3以上の議決を得、かつ、江南市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第41条 1、本区は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
2、総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第43条 本区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び評議員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第44条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附 則(規約改正の経緯)

第45条 この規約は昭和53年4月1日より施行する。但し役員の選出は昭和53年度役員より適用する。

第46条 この規約は昭和57年度総会決議により改訂、同年7月1日より施行する。

第47条 この規約は昭和59年度総会の改訂提案可決に基づき、昭和60年度総会議決の日より施行する。

但し役職者の選出は区委員会議決により昭和61年度より適用する。

第48条 この規約平成3年度総会において決定された“規約、規程試行に関する対照表(S62. 1. 24)”を盛り込んだものである。

第49条 この規約は、平成7年度総会決議により改定、平成8年4月1日適用する。

第50条 1、この規約は、平成19年4月10日から施行する。

2、本区の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3、本区の設立初年度の会計年度は、第39条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から20年3月31日までとする。

第51条 この規約は、平成26年度総会決議により改定し、平成27年4月1日より適用する。

力長区規約施行規則

(目的)

第1条 この規則は、力長区規約44条(以下「規約」と称する。)の規定に基づき、力長区(以下「本区」と称する。)の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(区民)

第2条 規約第6条、8条及び17条に定める区民は1世帯を単位とする。

(区費)

第3条 規約第6条に規定する区費は次の通りとする。

1、区費は1戸当たり500円の一般区費と賛助区費とする。賛助区費は評議員会で定める。

ただし、同一敷地内に2世帯住宅又は世帯を同じくする複数の建物が存する場合は1戸をみなし、区費についても同様に扱う。

2、区費は奇数月の10日までに、2カ月分を一括して区会計に納入することを原則とする。

(1) 区民は、5、7、9、11、1、3、月の奇数月の5日までに組長に2カ月分を納入する。特に不在の多い区民等は事情により組長宅に持参納入、又は前納等により、区、及び組長に協力するように努める。

(2) 事情により区費の減免を要するときは、本人又は組長が申請し、評議員会の承認を得る。

(入会金)

第4条 この区に転入したもの、及び独立した世帯、並びに賛助会員は、速やかに区長に届出をするとともに、入会金5,000円以上を納入する。

(弔慰等)

第5条 区民の弔慰、災害等の場合は、弔慰金、見舞金を支出する。

- | | | |
|--|-----|---------|
| 1、区民が死亡したとき | 弔慰金 | 10,000円 |
| 2、区民の家が火災にあったとき | 見舞金 | 10,000円 |
| 3、隣接区に火災等が遭った場合は、実情に応じて、4役で決定し、見舞金を支出する。 | | |
| 4、その他役員会が必要と認めたとき。 | | |

(評議員の選出、定数)

第6条 規約第11条による、評議員の定数は次の通りとする。

| | | | |
|------|----|------|----|
| 東　　組 | 2人 | 北　　組 | 5人 |
| 西力長組 | 4人 | 中　　組 | 3人 |
| 西　　組 | 4人 | 南　　組 | 4人 |

(隣組の組数、組長の数)

第7条 規約第12条3項に定める隣組を36とし、組長の定数は35とする。

(区4役)

第8条 区長、副区長、会計、顧問を区4役と称する。

(役員、評議員、組長の選出時期)

第9条 役員、評議員、組長の選出時期は別に規程等の定めるほかは、任期の終わる、1ヶ月前に選出する

- 1、役員、評議員は議決権行使のため、会議出席できる方（奥様が出席の場合は奥様の名前）で役員登録する。
なお、やむを得ない事由で家族が代理出席する場合は委任状提出を原則とする。

(民生委員の選任)

第10条 力長区における民生委員の選任については、前民生委員及び民生委員改選時の区4役が協力して後任を選任する。（民生委員は、3年任期で75歳定年。）

(次年度副区長、会計、氏子総代の選任)

第11条 毎年全戸に自薦・他薦を問わず投票用紙を配布し、無記名投票を行う。区4役は集計結果を踏まえ候補者選定の上、速やかに就任要請する。なお、投票結果については後日区民に回覧にて報告する。

1、氏子総代候補者については投票結果を神社役員会に報告する。

第12条 互助会を廃止して、その志、運営、資産等は本区が引き継ぐ。

第13条 この規則は平成23年4月1日から施行する。

若宮八幡社管理規程

(目的)

第1条 力長区規約第1条第6号及び第44条により若宮八幡宮(以下「神宮」という)の管理と運営の大綱を定め、神宮の円滑な運営並びに啓もうと発展を図ることを目的とする。
なお旧来よりのよき慣行、行事等はこれを継承するとともに時代に副う事業、行事等を行う。

(祭事)

第2条 神宮は、毎年4回の祭事を行う。

(元旦祭・祈年祭・夏越祭・新嘗祭)

秋季例大祭(秋祭り)は、毎年10月(第3日曜日)に行う。

区民は、できる限り式典に参列する。また区の役職者は区民を代表して参列するよう努める。

(定款等)

第3条 神社の物権等は定款による。定款に記されていない事、及び重大な事案等は、区総会か、総会が設立する部・会または区民の過半数で設立した部会の決定を必要とする。

(役員等)

第4条 神社役員会は、区4役(区長、副区長、会計、顧問)、福祉部長、氏子総代全員(代表、会計含む8名)、その年の年行司の班長と奉賛会会长で構成する。

神社役員会は関係事案を協議して管理運営等を決定する。

神社役員会は区長、又は氏子総代代表が必要と認めたとき、区長及び、氏子総代代表者(以下「氏子総代代表」という)が召集して開催する。議長は互選による。

(任務)

第5条 氏子総代は、氏子を代表して神社の維持管理と神事、行事、会計のすべてに責任を負う。

(任期)

第6条 氏子総代代表の任期は最高3期(9年)までとする。氏子総代及び、会計は1期(3年)最高2期(6年)とする。但し、再任は妨げないが1年毎に区4役及び総代会で承認を得て、更に、「神社役員会」と「総会」の信任を必要とする。

(代務者)

第7条 代務者とは、氏子総代代表の代務者を指し、氏子総代代表が何らかの事情により欠員になるとか、長期に亘って職務を遂行できない場合には「総代会」で選ぶ。

・代務者を置く必要のある場合の理由。

(1) 氏子代表が死亡、その他事由に欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 氏子総代代表が病気、怪我、その他の事由によって3ヶ月以上、その職務を行うことができないときなど。

(選出、定数)

第8条 氏子総代は8人以内とする。神社役員会で選出推薦して総会の信任を必要とする。

氏子総代代表ならびに会計は、神社役員会で選出し総会の信任を必要とする。

(経費)

第9条 神社の経費は、神社の収益金、区の助成金、贊助金、寄付金、その他を充てる。

神社においても積極的に収入を得る事を企画実行し、区及び、区民もできる限り助成、奉賛を行い、神社の発展に協力する。

(年行司)

第10条 年行司は従来よりの慣例の責務を既成の5グループを基として、1ヶ年交代で氏子総代に協力して神社に奉仕する。

グループは10名以内とする。

年度毎に年行司の長(班長)を区4役及び総代会で選出し区長と総代表より依頼する。

選ばれた班長は11月の神社役員会名簿を提出する。

※氏子は出来る限り、年行司に加入して奉仕に協力する。

(清掃)

第11条 神社の境内、周辺の清掃は区民の奉仕により、必要に応じて行う。

また、毎月第1、第3日曜日(御祈祷日)には慣行の組単位で、輪番制で清掃奉仕と年行司の応援奉仕をする。

(改訂)

第12条 この規程は改定は、神宮役員会必要と認めたとき、総会又は評議員会で決定する。

(附則)

- (1) この規程に記されていないことは慣行、慣習を尊重するが、氏子の意に副うように努める。また疑義の生じたときは神宮役員会で処理する。
- (2) この規程は、昭和58年7月10日改訂施行する。
- (3) この規程は、平成19年4月10日から施行する。
- (4) この規程は、平成26年9月28日から施行する。

薬師寺管理規程

(目的)

第1条 力長区規約第1条第6号及び第44条により、薬師寺(以下「寺」という)の管理と運営の大綱を定め、寺の円滑な運営を図る。

(役員会)

第2条 寺の運営は寺総代と住職の協議で慣例は尊重して行う。

ただし、その議が得られぬときは区4役を加えた役員会で協議し適切なる処理で運営を図る。

(役員の任期)

第3条 寺総代の任期は3年とする。但し再任は妨げない。

(寺総代選出)

第4条 寺総代の定数は3人以内とする。寺役員会が選出推薦して区総会の信任を必要とする。

寺総代の代表者は墓地管理者を兼務する。

(寺総代代表、寺会計)

第5条 寺総代代表及び寺会計は寺役員会が選出推薦して区総会の信任を必要とする。

(区民の協力)

第6条 区及び区民はできる限り寺に協力するように努める。

附則

(1) この規程の改訂及び疑義の生じたときは寺役員会で協議する。

(2) この規程は、昭和58年7月10日改訂施行する。

(3) この規程は、平成19年4月10日から施行する。

力長区共同墓地管理条例規程

(目的)

第1条 力長区規約第1条第6号及び44条により墓地管理の細部事項を規定して適正なる運営を図る。

(役員会)

第1条－2 墓地管理の総括は墓地管理者(以下「管理者」という)が行う。

墓地役員会は、区4役、管理者、寺役員で構成する。

(選出・任期)

第2条 管理者、及び墓地会計は墓地役員会が選出し総会の信任を必要とする。管理者の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

(永代使用)

第3条 墓地内に墳墓を必要とする者は、永代使用料を添えて管理者に申し込みをする。

但し、次の各号の者は金1萬円以上を納入して使用できる。

- (1) 現在力長区内居住せざる者で先祖累代より墳墓が有り、その使用権利地画内を先祖の供養又は当事者及び同一世帯の者の用に供するとき。
- (2) 力長区に直系親族が居住して永代使用している権利地画内に区の内外に居住する直系親族のために権利地の一部を供して供養のため使用するとき。

(永代使用権)

第4条 永代使用権を取得後力長区外に転出して者で権利を放棄していないものは必要により使用できる。

(永代使用特例)

第5条 力長区に先祖を有することが確認できる直系親族者で、現在権利地の無い者が意思を尊重して墳墓を希望するときは希望に副うよう考慮する。その使用地及び永代使用料は別途役員会で決定する。

(未使用地)

第6条 現在未使用の空地は将来の増設を考慮して希望者の用に供する。

その永代使用料は役員会で決定する。

(条件)

第7条 永代使用料は如何なる場合も返還しない。また何人も理由の如何を問わず墓地の個人売買はできない。

なお、権利地の保安・維持管理の責務は使用者が負うものとする。

(維持管理費)

第8条 墳墓の使用者(公共用墳墓、公共通路を除く)は維持管理費として後記に定める年額を毎年3月末日までに納入する。3カ月以上未納の場合はその意思を確認又は公示後1ヶ月で権利放棄として処理することができる。

(維持管理費) 1. 5 平方米まで 500 円、 5 平方米まで 1,000 円
10 平方米まで 2,000 円、 10 平方米以上 3,000 円

なお維持管理費は力長区内外居住者を対象とする。但し区内居住者であって定期清掃に出席又は常に権利地等の清掃に当たる者は減免することができる。

(返還と無縁墓地)

第9条 都合で墳墓が不要になった者、及び第8条による権利放棄者は無償で返還する。また無縁墓地に石碑等を納める者は、八寸物以下は1,000円、八寸以上は2,000円以上を納入する。

(移転の工事費と移転後の整地等は実費を要する。)

(届出)

第10条 石碑等を建立し、又は改造等を行う者(施工業者を含む)は管理者に届けなければ施工できない。また境界が明確でないときは、隣地使用者と管理者の立会いを要する。

(協力)

第11条 新しく石碑を建て又は改造するときは、管理者が将来の計画からその建立方法等を指示した時は、権利を主張するのみではなく計画遂行に協力するように努める。

(石碑等の制限)

第12条 石碑又はこれに類する物件、樹木等の高さは2.5米を超えることはできない。

- (1) 既存の石碑について除外するが、当該石碑等を改造する場合は、本条を適用する。
- (2) 高さの制限は、現在の最高の平地面又は標準杭を基準とする。
- (3) 区又は管理者が必要とする公共用は除く。

(附則)

- (1) この規程に疑義の生じたとき、又は運営に支障を及ぼしたとき、及び改訂するときは、役員会が決定する。重要なことは総会又は評議員会で決定する。
- (2) この規程は、昭和58年7月10日改訂施行する。
- (3) この規程は、平成19年4月10日から施行する。

